会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

三井住友トラスト VISA カード法人（団体）会員規約

マイ・ペイすリボ会員特約（法人（団体）用）
個人情報の取り扱いに関する同意条項

三井住友トラストVISAカード法人（団体）会員規約＜個人システム型＞

一般条項

第１条（法人会員）

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申し込みをした団体のうち、当社が適格と認めたものを法人会員（以下「法人会員」という）とします。また、当社が入会申し込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（本使用者）

１．法人会員の役員、従業員（原則として臨時雇用、嘱託を除く）、構成員または会員等、法人会員に所属する方のうち、本規約を承認のうえ当社に対し入会の申し込みを行い、当社が適格と認めた方を本使用者とします。

２．本使用者は、本規約に定める使用者資格を喪失した場合には、速やかに当社に届出るものとします。

第３条（家族使用者）

本使用者が本使用者の代理人として指定し代金の支払いその他本規約に基づく全ての責任を引受けることを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族使用者（以下本使用者と家族使用者をあわせて「使用者」という）とします。本使用者は、本使用者の代理人として家族使用者に、当社が当該家族使用者用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族使用者は、本使用者の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族使用者は、本使用者が退会その他の理由で使用者資格を喪失したときは、当然、使用者資格を喪失するものとします。

第４条（連絡担当者）

１．法人会員は、法人会員と当社との間および本使用者と当社との間の連絡窓口として、１名以上の連絡担当者を事前に当社に届出るものとします。当社が通知および書類の送付を連絡担当者に行うことにより、法人会員または本使用者に行ったものとみなします。

２．連絡担当者は、原則として、法人会員に所属する管理職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。

３．法人会員は、連絡担当者を変更した場合には、速やかに当社に届出るものとします。

第５条（カードの貸与と取扱い）

１．当社は、使用者に対し、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に

印字または登録した本使用者の申し込み区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を保管・管理・使用するものとします。本使用者は、カード発行後も、届出事項（第２６条第１項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

２．使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。

３．カードの所有権は、当社に属します。使用者は、他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。

４．カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、使用者が前３項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本使用者は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。

５．当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。

６．カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。法人会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

第６条（暗証番号）

１．当社は、本使用者より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

２．使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、暗証番号について盗用その他の事故があっても、本使用者は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第７条（年会費）

法人会員および本使用者は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第８条（カードの利用枠）

１．カードの総利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピング、海外キャッシュサービス、およびキャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。

２．カードショッピング利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピング利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。

３．割賦利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払いおよびボーナス一括払いの利

用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
４．カードショッピングのうち本使用者および家族使用者のリボルビング払いならびに分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
５．前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を１回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を１回払いの扱いとして支払うものとします。
６．キャッシング利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第１項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
７．キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
８．海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第６項のキャッシング利用枠のうち、３０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
９．当社は、必要または適当と認めた場合、本条第１項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
１０．使用者が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本使用者は当然にその支払いの責を負うものとします。
１１．本条に定める利用枠は、使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
① カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
② 使用者のカードの利用状況および本使用者の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
１２．本条に定める利用枠は、本条第７項、第８項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により、増額できるものとします。ただし、使用者から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。
第８条の２（法人会員利用総枠）
１．当社は、各本使用者につき、本規約第８条で定めるカードの利用枠とは別に本使用者に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード（以下「親カード」という）の割賦利用枠と同額を本使用者および家族使用者に貸与した全てのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限（以下「法人会員利用総枠」という）と定めるものとします。
また、親カードの解約（本規約に定める解約事由が存在する場合を除く）もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外となった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。
なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意

に定めるものとします。
２．当社は、法人会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直すものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更（複数回の親カードの変更を含む）が行われた場合において、当該期間内に法人会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で法人会員利用総枠の見直しを行うこととします。また、法人会員利用総枠の見直しに際し、本使用者は、当社から求めがあった場合、法人会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。
３．当社は、法人会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、法人会員利用総枠および当社が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。
４．当社は、本使用者が、本規約第１６条、第１９条、第２１条で定める、退会、法人会員資格の取消および使用者資格の取消、期限の利益の喪失に該当した場合、法人会員利用総枠を取り消すことができるものとし、当社が貸与した全てのカードの利用枠も取り消しされるものとします。
５．当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第１項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。

第９条（複数枚カード保有における利用の調整）

１．当社が複数のカードを本使用者に貸与している場合、原則、当社は、そのすべてのカードを通算して第８条の規定を本使用者に適用するものとします。
２．前項の場合、当社は、リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか１枚に限定することができるものとします。

第１０条（カード利用代金債務）

本使用者は、貸与されたカード（家族カードを含む）について、当該カードの利用代金および当該カードに関連して本規約に基づき発生する当社に対する一切の債務について、支払いの責を負うものとします。

第１１条（代金決済口座および決済日）

１．本使用者は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本使用者が支払いのために指定した本使用者名義の預金口座からの口座振替または通常貯金（以下預金口座または通常貯金を総称して「決済口座」という）からの自動払込みにより支払うものとします。ただし、本使用者が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本使用者の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
２．当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月１０日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、当社もしくは金融機関の都合により、１０日の支払期日が毎月８日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）となることがあります。
３．当社は、本使用者の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本使用者の届出住所宛に送付します。本使用者は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後１０日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。
４．当社に支払うべき債務のうち第４３条に定めるキャッシングリボ返済元金および第４８条に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第１項で本使用者が指定する決済口座からの口座振替、引

落しまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを当社が確認するまでは、当社は当該返済元金を第８条第６項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第１２条（海外利用代金の決済レート等）

１．決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

２．日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカード利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第１３条（決済口座の残高不足等による再振替等）

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、本使用者は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

第１４条（支払金等の充当順序）

本使用者の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本使用者への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第３０条の５の規定によるものとします。

第１５条（費用の負担）

１.使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

２.使用者が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を使用者は負担するものとします。

第１６条（退会）

１．使用者が退会をする場合は、本使用者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関もしくは当社に届出る方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。

２．本使用者は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第１７条（カード利用代金およびカードの回収協力）

１．法人会員は、カード利用代金について本使用者が支払いを遅延した場合、可能な範囲で、当該本使用

者について知り得た情報を当社に提供し、かつ、本使用者が当社に対し支払いを行うよう本使用者に対し適切な指導を行うものとします。
２．カードを回収する必要が生じたとして当社がカードの回収を要請した場合には、法人会員は、可能な範囲で、当社のカード回収に協力するものとします。
３．当社は、本使用者の信用状況に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。

第１８条（カード利用の断りおよび一時停止等）

１．当社は、使用者が利用枠を超えた利用もしくは利用をしようとした場合、または利用枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的に拒絶することがあります。
２．当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、使用者への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
３．当社は、法人会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、使用者が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、またはカードの利用状況に不審がある場合には、発行されている全てのカードもしくは必要と認められる一部のカードにつき、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止すること、または加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、当該使用者は異議なくこれに応ずるものとします。
４．当社は、本使用者の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
５．当社は、貸金業法に基づき、本使用者に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
６．当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、本使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
７．当社は、使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。
８．当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して使用者に回答を求めた場合で、使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
９．当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要

と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
１０．当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第１９条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）

１．法人会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告等を要せずに法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。

① 虚偽の申告をした場合
② 本規約のいずれかに違反した場合
③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
④ 信用状態に重大な変化が生じた場合
⑤ カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
⑥ カード発行後２ヵ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
⑦ 本使用者が法人会員の役員もしくは従業員、構成員または会員等でなくなった場合または法人会員から使用者資格の取り消しの申出があった場合（後者の場合において法人会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、法人会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）
⑧ 法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の（イ）から（ホ）のいずれかに該当した場合
（イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（ニ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（ホ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
⑨ 法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為をした場合
（イ）暴力的な要求行為（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為（ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為
⑩ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行

った場合を含む）
（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
⑪ 法人会員または使用者に対し第１８条第６項または第７項または第２６条第４項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が法人会員または使用者として不適格と判断した場合や、法人会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
⑫ 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記①から⑪に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合
２．使用者が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずに使用者資格を取り消すことができます。
① 本使用者が、法人会員に所属することがなくなった場合
② 使用者が死亡した場合
③ その他当該使用者について法人会員から特に申出のあった場合
３．当社は、法人会員または使用者が本条第１項第８号、第９号または第１０号の事由に該当した場合、法人会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとし、当社と法人会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
４．本条第１項により法人会員資格を取り消された場合、全使用者はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者は、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、使用者資格を取り消された場合、使用者は当社に対する使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。
５．前４項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨ただちに当社へ通知するものとします。
６．本使用者は、法人会員もしくは使用者の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第２０条（付帯サービス等）

１．法人会員または使用者は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。法人会員または使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から法人会員または本使用者に対し通知します。
２．法人会員または使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
３．法人会員または使用者は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更

することをあらかじめ承諾します。
４．法人会員または使用者は、第１６条に定める退会をした場合または第１９条に定める会員資格の取消および使用者資格の取消をされた場合、付帯サービス（資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第２１条（期限の利益の喪失）

１．法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、全使用者は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者はただちに債務の全額を支払うものとします。使用者が次のいずれかに該当した場合には、当該使用者に係る本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は、ただちに債務の全額を支払うものとします。
① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。
④ リボルビング払い、分割払い、２回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
２．本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第１９条第１項の規定（ただし、第１９条第１項第８号、第９号または第１０号または第１９条第２項第２号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者はただちに当該債務の全額を支払うものとします。
３．法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、全使用者に係る本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、本使用者はただちに債務の全額を支払うものとします。使用者が次のいずれかに該当した場合には、当社の請求により、当該使用者に係る本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、本使用者はただちに債務の全額を支払うものとします。
① 当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他の処分を行ったとき。
② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
③ その他信用状態が悪化したとき。
４．法人会員が第１９条第１項第８号、第９号または第１０号の事由に該当したことが判明した場合、全使用者に係る本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者はただちに債務の全額を支払うものとします。使用者が第１９条第１項第８号、第９号または第１０号の事由により使用者資格を取り消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は、ただちに債務の全額を支払うものとします。
５．本使用者は、前４項の債務を支払う場合には、当社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第１３条の但書の定めにより支払うものとします。
６．本条第１項から第４項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第１条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第２２条（紛失・盗難・偽造）

１．カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下、まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本使用者は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、当該カードの不正利用について、法人会員の管理上の過失に起因したと認められる場合、法人会員は、当該利用代金についてのみ当該本使用者と連帯して支払いの責を負うものとします。法人会員および本使用者は、当社から法人会員および本使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。

２．使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

３．偽造カードの使用に係る債務については、法人会員および本使用者は支払いの責を負わないものとします。この場合、法人会員または使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。

４．前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について法人会員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について故意または過失のある法人会員および使用者（家族使用者の場合は本使用者）が支払いの責を負うものとします。

５．当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、法人会員および使用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第２３条（会員保障制度）

１．前条第１項の規定にかかわらず、当社は、使用者が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第２項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本使用者が被るカードまたはカード情報あるいはチケット等の不正利用による損害をてん補します。

２．保障期間は、各使用者の入会日から１年間とし毎年自動的に継続されるものとします。

３．次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

① 法人会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害

② 損害の発生が保障期間外の場合

③ 使用者の家族もしくは同居人またはカードもしくはチケット等を受領した法人会員もしくは使用者の代理人による不正利用に起因する場合

④ 法人会員または使用者が本条第４項の義務を怠った場合

⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

⑥ 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）

⑦法人会員または使用者が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者の過失に起因する場合

⑧ 前条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害

⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害

４．本使用者は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から３０日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

５．法人会員または使用者は、本条第１項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨をただちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。

６．法人会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本使用者が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、法人会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。

７．法人会員または使用者は、前条第２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第４項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第２４条（カードの再発行）

カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、使用者が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、本使用者は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第２５条（カードの有効期限）

１．カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。

２．有効期限の２ヵ月前までに使用者から不継続の申出がなく、かつ、当社が引続き法人会員および使用者として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

３．使用者は有効期限経過後のカードをただちに切断・破棄するものとします。

４． カードの有効期限の２ヵ月前の時点で一定期間カードの利用がない場合、あらかじめ通知することなくカード の更新を行わない場合があります。

５．カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第２６条（届出事項の変更等）

１．当社に届出た氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。

２．前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員または使用者は当社の当該取り扱い

につき異議を述べないものとします。
３．本条第１項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員または使用者に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
４．法人会員または使用者が第１９条第１項第８号または第９号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、法人会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、法人会員および使用者は、これに応じるものとします。
５．当社は法人会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
６．当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該法人会員および使用者は届出に応じるものとします。

第２７条（合意管轄裁判所）

１．法人会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額のいかんにかかわらず、法人会員または当社所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
２．使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額のいかんにかかわらず、使用者の住所地、商品等の購入地および当社の本社・各支店所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第２８条（規約の変更、承認）

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新規約を送付した後にカードまたはカード情報を利用したときは、変更事項または新規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第２９条（手数料率、利率の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第２８条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第３０条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、法人会員もしくは使用者は、当社の請求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第３１条（準拠法）

法人会員と当社もしくは使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

カードショッピング・キャッシング条項

第３２条（カードショッピング）

１．利用可能な加盟店　使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。

① 当社の加盟店

② 当社と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店

③ 国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

２．加盟店の店頭での利用手続き　商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

３．郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き　郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申し込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することまたは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

４．オンライン取引の際の利用手続き　コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

５．ICカードの利用手続き　カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

６．継続的利用代金の支払手段としての利用手続き　使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは使用者が退会もしくは資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当社が必要であると判断したとき

に、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

７．カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

第３３条（立替払の承諾等）

１．使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。使用者は、当社が使用者からの委託に基づき、使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。

② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡すること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。

③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

２．カードの利用による取引上の紛議は使用者と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

３．使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

４．使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第３４条（カード利用代金の支払区分）

１．カード利用代金の支払区分は、１回払い、２回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、１回払い以外の支払区分は、あらかじめ当社が適当と認めた使用者が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

２．使用者の有効な支払区分の指定がない場合は原則として１回払いとなります。

第３５条（１回払い・２回払い・ボーナス一括払い）

１．１回払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

① １回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が１０日または８日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分

② ２回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が１０日または８日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分

③ ボーナス一括払いについては、毎年１２月１６日から翌年６月１５日までの利用分につき８月の支払期日、７月１６日から１１月１５日までの利用分につき翌年１月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

２．会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、前項の支払い方法に係る債務を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

第３６条（リボルビング払い）

１．リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

① お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分としてリボルビング払いを指定する方法。

② 海外リボ：海外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という）でのカードショッピング代金について、事前に本使用者が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本使用者が指定する支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

③ あとからリボ：カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本使用者が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（２回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、１回払いおよび２回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支

払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取り消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

２．本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、５千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第４項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

３．本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本使用者があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
１０万円以下	５千円	１万円	２万円	２万円（ゴールドカード会員の場合は３万円）以上１万円単位
１０万円を超えて２０万円まで	１万円	２万円	４万円	
以後残高１０万円増加毎に	５千円増加	１万円増加	２万円増加	

４．毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

５．使用者は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

６．第３３条第２項に定めるカード利用後の取り消しの場合、取り消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取り消しに拘らず本条第４項に定める手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

第３７条（分割払い）

１．分割払いは次の方法で指定するものとします。

① カード利用の都度分割払いを指定する方法

② カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本使用者が、当社が定める日

までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金（２回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、１回払い・２回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取り消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

③ 分割払いの指定をした後、第１回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。

２．分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、２４回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。

３．分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

４．ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は１月および８月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は１回当りの利用金額の５０％とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は１，０００円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期６月・７月・８月、冬期１２月・１月・２月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を１回当りの利用金額の５０％以内で指定することができます。

５．使用者は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本使用者が当初の契約のとおりにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、本使用者は７８分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

６．第３３条第２項に定めるカード利用後の取り消しの場合、取り消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取り消しに拘らず本条第２項に定める分割払手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

第３８条（遅延損害金）

１．平成２１年１２月８日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下のとおりとします。

① 本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

② 前①の場合を除き、本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。

２．平成２１年１２月８日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下のとおりとします。

① 本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

② 前①の場合を除き、本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。

第３９条（見本・カタログ等と現物の相違）

使用者が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、使用者は加盟店に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

第４０条（支払停止の抗弁）

１．使用者は、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

① 商品等の引渡し、提供がなされないこと

② 商品等に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること

③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること

２．当社は、使用者が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、ただちに所定の手続をとるものとします。

３．使用者は、前項の申出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

４．使用者は、本条第２項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資

料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、使用者は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
５．本条第１項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は使用者と加盟店とにおいて解決するものとします。
① 売買契約が使用者にとって営業のためにまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき
② リボルビング払いの場合で、１回のカード利用に係る利用金額が３万８千円に満たないとき
③ 分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの場合で、１回のカード利用に係る支払総額が４万円に満たないとき
④ 使用者が日本国外においてカードを利用したとき
⑤ 使用者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
６．本使用者は、当社がカードショッピング利用に係る債務の残高から本条第１項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払いを継続するものとします。

第４１条（キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法）

本使用者は、自らまたは家族使用者を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本使用者が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族使用者が現金を借り入れた場合、当該家族使用者は本使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４２条（キャッシングリボの利率および利息の計算）

１．キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果、上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
２．お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
３．本使用者は、キャッシングリボの借入金（付利単位１００円）に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申し込みを行い、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。
４．毎月の利息額は、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日）までの日々の

残高に対し年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。

第４３条（キャッシングリボの借入金の支払い）

１．キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。ただし、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。

２．キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第４項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第１１条の定めにより支払うものとします。

３．使用者は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

第４４条（遅延損害金）

１．本使用者が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年２０．０％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

２．前項の取扱いは海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第４５条（現金自動預払機（ATM）等利用時の手数料）

１．使用者は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボは第４２条第４項にて定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。

２．ATM手数料は、利用金額・返済金額が１万円以下の場合は１１０円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が１万円を超える場合は２２０円（含む消費税等）とします。

第４６条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

本使用者は、自らまたは家族使用者を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本使用者が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族使用者が現金を借り入れた場合、当該家族使用者は本使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４７条（海外キャッシュサービスの利率および利息の計算）

１．海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利

息制限法の適用の結果、上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

２．本使用者は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位１００円）に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。

３．借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第４８条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）

１．海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は１回とします。

２．毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日）までの借入金と前条３項の経過利息とを合計し、第１１条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。

３．海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第１２条の定めにより換算された円貨とします。

４．使用者は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

５．海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申し込みを行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第４９条（海外キャッシュサービスのATM等手数料）

使用者は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合においても、第４５条の定めに従うものとします。

第５０条（キャッシング利用時およびお支払時の書面の交付）

本使用者は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第１７条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第６項に規定された書面、および貸金業法第１８条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第３項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（２００７年１２月１９日）以前に入会した本使用者は、当社から上記第５０条に関する通知または上記第５０条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、１ヵ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法＞

	本使用者		家族使用者	
	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の	○	○	○	○

操作をし、直接現金を受領する方法				
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	―	○	―	○
「キャッシングもあとからリボ」の申し込みを行ない、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	―	○	―	○

＜キャッシングリボご利用時のご注意＞

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。

また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）によりすでに毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・２０１９年４月２日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・２０１９年４月２日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・２０１９年４月２日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックＡ、クラシックプラス等）変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、２０１９年４月２日以降によりカード種類（プラチナ、ゴールド、エグセクティブ、クラシック、クラシックＡ、クラシックプラス等）変更のみのカード切替をされた方	１０万円超	１万円 未満	１万円
		２０万円超	１万５千円 未満	１万５千円
		５０万円超	２万円 未満	２万円
		７０万円超	２万５千円 未満	２万５千円
		９０万円超	３万円 未満	３万円
		２００万円超	４万円 未満	４万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・２００７年１２月１６日から２０１９年４月１日	２０万円超	２万円 未満	２万円

	までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・２００７年１２月１５日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・２０１７年2月１３日以降２０１９年４月１日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックＡ、クラシックプラス等）変更のみの切替は除きます。	７０万円超	３万円 未満	３万円
		２００万円超	４万円 未満	４万円
③	上の①②に該当しない方	５０万円超	２万円 未満	２万円
		１００万円超	３万円 未満	３万円
		２００万円超	４万円 未満	４万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞

●キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用条件

名　　称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 （ボーナス月増額返済あり）	最長４年１ヵ月・４９回（新規ご契約ご利用枠５０万円、実質年率１８．０%、毎月返済額１万５千円、５０万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 …実質年率１５．０～１８．０% ゴールド会員 …実質年率１４．４～１５．０%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	２１日～５６日 （ただし暦による）・１回	実質年率１５．０～１８．０%

※キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用枠が０円の場合

名　　称	返済方法	返済予定総額および 返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	０円、０日・０回	一般会員 …実質年率１５．０～１８．０% ゴールド会員

			…実質年率１４．４～１５．０％
海外キャッシュサービス	元利一括返済	０円、０日・０回	実質年率１５．０～１８．０％

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料（取扱金額１万円以下：１１０円（含む消費税等）、取扱金額１万円超：２２０円（含む消費税等））

●本使用者において、利息が利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面または同第６項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

＜割賦販売における用語の読み替え＞

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下のとおり読み替えます。

割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率

・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

・リボルビング払い（実質年率）１８．０％

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40
支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.88	17.79	17.65	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	19.68	24.60	29.52	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

＜リボルビング払いのお支払い例＞

（元金定額コース１万円および標準コース、実質年率１８．０%の場合）８月１６日から９月１５日までに利用金額５０，０００円のリボ払いをご利用された場合

◆初回（１０月１０日）お支払い（ご利用残高５０，０００円）

①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）…１０，０００円

②手数料（元金定額コース・標準コースとも）…ありません。

③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）…１０，０００円（①）

④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…５０，０００円－１０，０００円＝４０，０００円

◆第２回（１１月１０日）お支払い（ご利用残高４０，０００円）

①手数料（９月１６日から１０月１５日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）

…５０，０００円×１８．０％×１５日÷３６５日＋５０，０００円×１８．０％×１０日÷３６５日＋４０，０００円×１８．０％×５日÷３６５日＝７１５円

②お支払い元金

・元金定額コースの場合…１０，０００円

・標準コースの場合…９，２８５円（③１０，０００円－①７１５円）

③弁済金

・元金定額コースの場合…１０，７１５円（①７１５円＋②１０，０００円）

・標準コースの場合…１０，０００円

④お支払い後残高

・元金定額コースの場合…３０，０００円（４０，０００円－１０，０００円）

・標準コースの場合…３０，７１５円（４０，０００円－９，２８５円）

＜分割払いのお支払い例＞

利用金額５０，０００円、１０回払いで分割払いをご利用された場合

① 分割払手数料　５０，０００円×（８．２０円÷１００円）＝４，１００円

② 支払総額　５０，０００円＋４，１００円＝５４，１００円

③ 分割支払額　５４，１００円÷１０回＝５，４１０円

＜２回払い、ボーナス一括払いの支払い回数・支払期間・手数料＞

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
２回払い	２回	２ヵ月	不要
ボーナス一括払い	１回	２ヵ月～８ヵ月	不要

＜繰上返済の可否および方法＞

	１回払い	２回払い	ボーナス一括払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	×	×	○	×	○	○ （全額返済のみ可）
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	―	―	―	○	○ （全額返済のみ可）	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ （全額返済のみ可）	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○
当社の各支店へ現金を持参して返済する方法	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ （全額返済のみ可）	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○

※１：全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※２：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※３：海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用した海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。

※４：上記にかかわらず、繰上返済できない場合があります。

※５：本使用者は、家族使用者を本使用者の代理人として、家族使用者が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族使用者が本使用者の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族使用者に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本使用者のカードおよび家族使用者のカードならびにそれらの会員番号の

利用に基づく合計残高）が開示されます。
※６：振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

＜ご相談窓口＞

１．商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
２．カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。
三井住友トラストクラブ株式会社
＜サービスデスク＞
〒１０５－８５７４　　東京都港区芝３－３３－１
電話番号　０３－６７３７－０８００

３．個人情報の開示・訂正・削除等の使用者の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
４．本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。
＜お客様相談室＞
〒１０４－６０３５　　東京都中央区晴海１－８－１０ トリトンスクエアＸ棟
電話番号　０３－６７３７－０８００

５．カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。
＜VJ紛失・盗難受付デスク＞
フリーダイヤル　０１２０－９１９４５６
※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。
東京０３－６６２７－４０５７　　大阪０６－６４４５－３５３０
※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。
（当社が契約する指定紛争解決機関）
日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒１０８－００７４　　東京都港区高輪３－１９－１５
電話番号　０３－５７３９－３８６１

（２０２６年１０月改定）

マイ・ペイすリボ会員特約（法人（団体）用）

第１条（総則）

三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および三井住友トラストVISAカード法人（団体）会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申し込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（カード利用代金の支払区分）

１．本カード利用時の支払区分が１回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第３４条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。

２．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３６条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、カード入会後のマイ・ペイすリボ申し込み時においては下記のいずれかの支払いコースを選択できるものとし、カード入会・切替・その他の場合は元金定額コースを指定したものとみなします。

（１）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に３％を乗じた額（１円未満切捨て。ただし、３千円に満たない場合は最低支払い元金を３千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第４項に定める手数料を加算した額

（２）元金定額コースを指定した場合は、５千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額

３．前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。

４．手数料額は下記の方法で算出するものとします。

（１）支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。

（２）新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第３条（カード利用代金等の決済方法）

本カードの支払方法は、会員規約第１１条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。

第４条（支払方法の中止）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第５条（マイ・ペイすリボの設定）

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、または、本使用者の申出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取り消す場合があります。

第６条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例（定率コースおよび元金定額コース１万円・実質年率１８．０％の場合）＞

８月１６日～９月１５日までに５０，０００円ご利用の場合

◆初回（１０月１０日）お支払い（ご利用残高５０，０００円）

①お支払い元金

・定率コースの場合…３，０００円、
　元金定額コースの場合…１０，０００円

②手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません

③弁済金

・定率コースの場合…３，０００円、
　元金定額コースの場合…１０，０００円

④お支払い後残高

・定率コースの場合…５０，０００円－３，０００円＝４７，０００円

・元金定額コースの場合…５０，０００円－１０，０００円＝４０，０００円

◆第２回（１１月１０日）お支払い

①手数料（１０月１１日～１０月１５日までの分）

・定率コースの場合…４７，０００円×１８．０％×５日÷３６５日＝１１５円

・元金定額コースの場合…４０，０００円×１８．０％×５日÷３６５日＝９８円

②お支払い元金

・定率コースの場合…３，０００円、
　元金定額コースの場合…１０，０００円

③弁済金

・定率コースの場合…３，１１５円（①１１５円＋②３，０００円）

・元金定額コースの場合…１０，０９８円（①９８円＋１０，０００円）

④お支払い後残高

・定率コースの場合…４４，０００円（４７，０００円－３，０００円）

・元金定額コースの場合…３０，０００円（４０，０００円－１０，０００円）

（２０２６年１０月改定）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

＜本同意条項は三井住友トラストVISAカード法人（団体）会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します＞

第１条（個人情報の収集・保有・利用等）

１．使用者または使用者の予定者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本使用者にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。

①申し込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）

②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）

③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

④来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）

⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況

⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

⑦官報や電話帳等の公開情報

⑧使用者等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等

⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）

２．使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。

①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）におけ

る新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）
※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。
３．使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第１項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。
４．使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。

第２条（信用情報機関への登録・利用等）

１．本使用者および本使用者の予定者（以下総称して「本使用者等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本使用者等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該本使用者等およびその配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本使用者等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
２．本使用者等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本使用者等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。
３．本使用者等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※１	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申し込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から６ヵ月間

③本規約に関する客観的な取引事実※２	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間

※１申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※２上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

４.本使用者等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本使用者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

（イ）本条２．により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報

（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

＜加盟信用情報機関の名称・電話番号＞

〇名　　称：株式会社シー・アイ・シー
（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－６６６－４１４
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

〇名　　称：株式会社日本信用情報機構
電話番号：０５７０－０５５－９５５
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

〇名　　称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：０３－３２１４－５０２０

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）

第３条（繰上返済時の残高の開示）

本使用者は、家族使用者が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が家族使用者に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本使用者および家族使用者のカードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第４条（個人情報の預託）

使用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第５条（利用の中止の申出）

本使用者は、第１条第２項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出ることができます（以下、なお書きの内容を含めて、同じ）。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第１０条第１項記載の窓口にご連絡ください。なお、第１条第２項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第６条（個人情報の開示・訂正・削除）

１．使用者等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第１０条第２項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。

②信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡してください。

２．開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第７条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第１条第１項に定める目的および第２条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第８条（退会後または法人会員資格・使用者資格取消後の場合）

本規約第１６条に定める退会の申出または本規約第１９条に定める法人会員資格・使用者資格の喪失後も、第１条第１項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期

間個人情報を保有し、利用します。

第９条（規約等に不同意の場合）

当社は、使用者等が入会申し込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本会員規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。

第１０条（個人情報に関するお問い合わせ）

１．第５条に定める中止のお申出は、下記の当社サービスデスクまでお願いします。

＜サービスデスク＞

〒１０５－８５７４　東京都港区芝３－３３－１

電話番号　０３－６７３７－０８００

２．個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

＜お客様相談室＞

〒１０４－６０３５　東京都中央区晴海１－８－１０ トリトンスクエアＸ棟

電話番号　０３－６７３７－０８００

第１１条（同意条項の位置付けおよび変更）

１．本同意条項は三井住友トラストVISAカード法人（団体）会員規約の一部を構成します。

２．本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします。

①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）から（ホ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす

るなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（ニ）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（ホ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
②自らまたは第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
（イ）暴力的な要求行為。（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為。（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。（ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為。

（２０２６年４月改定）